新規設備登録の流れ

注意:設備の登録は協議会参加機関の機関管理者が可能



・研究室登録は、**機関管理者権限が必要**

- ・HP 登録方法に添付の研究室・会計責任者登録申請書(regist_lab+kaikei(yyyy.mm.dd).xlsx) による一括登録が便利です。
 - >> <u>https://chem-eqnet.ims.ac.jp/howto/regist/</u>の3. 研究室・会計責任者登録を参照

・設備管理者権限を持ったユーザー登録は、**機関管理者権限が必要**

・機関管理者権限でログイン後、メニューバーのマスター>ユーザーを選択>新規
 にて、設備管理者の所属研究室を選択してユーザー(設備管理者権限に
 ✓)を作成

・設備の初期登録は、機関管理者権限が必要

- ・設備の所属の設定(機関、学科・専攻、研究室のいずれかに所属)
- ・設備の概要の設定(名称、設備コード、カテゴリー等)
- ・設備の公開範囲の設定(「紹介のみ」「全体に公開する」の選択)
- ・設備管理者の設定(複数の設備管理者の登録可能)
- ・設備の詳細設定は、該当設備の設備管理者が実施(③で設定された設備管理者)
- ・測定種別(相互利用、依頼測定)と諸条件の設定
- ・利用料金の設定
- ・マシンタイム (利用時間帯)の設定

※:既存の設備管理者が、新規設備も管理するのであれば、①②は省略 紹介のみ設備の場合は、設備管理者を設定しなくても設備の登録可能

②設備管理者の登録 (機関管理者のよる登録)





